

## 第2次共通目標 にはま会議決議文

---

平成23年5月27日

環境自治体会議会員自治体一同

2000年の水俣会議において、わたしたちはゆるやかな共通目標を持った。それから10年、多くの自治体は、環境問題に適切に対処し、住民との協働を進めることについて、着実な成果を上げてきた。しかし一方で、少子高齢化、経済のグローバル化、厳しい自治体財政状況などに直面し、多くの課題が未解決のままであり、環境自治体づくりは未だ発展途上である。

そうした中、2011年に起きた東日本大震災は津波などで多くの尊い命を奪い、福島第一原発事故を引き起こすことによって甚大な被害をもたらした。わたしたちは自然の前に人間の無力さを痛感する事態となった。わたしたちは地域の自治・自立能力を高め、人材や資源、資金の地域内調達・地域内循環を一定程度進めることは、環境問題解決や環境負荷低減のためだけでなく、災害などの緊急時においても住民生活や経済活動への影響を最小限にとどめることに役立つことを再認識した。

これからの10年においては、環境負荷の最小化や環境保全、住民の幸福の最大化はもちろん、自然と共生しながら、災害をはじめとするリスクの最小化と地域の回復力の向上をめざし、資源やエネルギーの自給率を飛躍的に高めるなどの大胆な構造転換を図っていくとともに、省エネルギーや自然にやさしいエネルギーへの転換を考慮した新たなエネルギー政策を構築していかなければならない。

そこで、わたしたち会員自治体は、ここに新たな3つの目指す環境自治体像と10の共通目標を定め、地域の個性を生かし、会員相互に連携しながら実践する。さらに社会情勢の変化に適切に対応しうる持続可能な地域づくりをすすめるものとする。

### <提案1>

#### 目指す環境自治体像：

1. 環境問題解決や緊急時のリスクの低減、地域の持続可能な発展のために適切な対策が実行されている自治体（エコアクション）
2. 総合的に政策を立案し、効率的・効果的に実行され、実施状況の点検・評価・見直しをしている自治体（エコマネジメント）
3. 住民・事業者とのパートナーシップによる事業の実施や政策決定が行われることにより、環境住民自治\*が実現している自治体（エコガバナンス）

※環境住民自治：環境分野において住民との協働や住民主導による意思決定や実践活動が行われること

#### 共通目標：

##### 1. 庁内環境配慮

行政の事務事業に伴って排出される温室効果ガスや廃棄物の抑制、公共事業における環境配慮を行います

## 2. エネルギー

再生可能エネルギーの利用や省エネルギー活動を実践することにより、災害に強い低炭素型のまちづくりを進めます

## 3. 交通環境

環境負荷の少ない移動手段を確立します

## 4. 水環境

健全な水循環や、清らかな水・水辺環境を維持・回復します

## 5. 生物環境

森林・農地の持つ環境保全機能を維持し、生物多様性を保全・創造します

## 6. 廃棄物・資源

廃棄物の排出や有害物質の使用を減らし、資源の循環利用を進めます

## 7. 地域資源活用型まちづくり

地域資源の活用や地域間連携による産業育成やまちづくりを進め、食糧や主要な資源の自給度を高めます

## 8. 環境行政

すべての職場で環境を意識した、総合的で効率的な環境マネジメントシステムのしくみを確立します

## 9. 環境学習

住民へ環境情報をわかりやすく提供し、環境への関心・理解を深め、実践活動を促します

## 10. 地域協働

住民との協働や住民主導による地域づくりを推進します

### <提案2>

#### 環境自治体会議全体としての具体的な環境目標と対策目標を定める

1. 各分野における目標の達成状況を図る指標を設定し、可能なものは数値目標を設定する  
例)CO2 排出量●%減、一般廃棄物最終処分量●%減、エネルギー自給率●%、  
エネルギー消費量●%減、生活排水処理率●%など
2. 全体または各分野における対策の実施数あるいは実施率についての数値目標を定める  
例)対策実施率を 80%以上にする、1 自治体あたり対策実施数を基準年次比で 2 割増加させる など  
これらの目標は基準年次における実績を把握した上で、今後 1 年以内に設定するものとする。

### <提案3>

#### すべての自治体において環境政策の点検・評価システムの導入を目指す

環境政策の点検・評価システムを導入していない自治体においては、共通目標に沿った政策の実行によって、環境自治体づくりに重点を置いた環境マネジメントシステムの規格（LAS-E）を自治体の状況に応じた柔軟な運用ができるよう規格を改定し、取組み自治体の拡大を図る。